

令和2年度第1回 評価委員会説明資料



令和2年 6月 3日(水)

公益社団法人 みやぎ農業振興公社

令和元年度 農地中間管理事業評価方法等について（案）

令和2年 6月 3日
宮城県農地中間管理機構
(公社)みやぎ農業振興公社

【評価等の必要性及び根拠】

1 評価委員会の意見（機構法第9条第4項）

農地中間管理機構は、事業年度ごとに、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、第6条第2項の規定による農地中間管理事業評価委員会の意見を付して、毎事業年度経過後3月以内に、宮城県知事に提出するとともに、これらを公表しなければならない。

2 評価委員会の役割（機構法第6条第2項）

農地中間管理事業の実施状況を評価し、これに関し必要と認める意見を農地中間機構の代表者へ述べる。

【評価方法等】

1 考え方

前年度事業評価における意見に対する令和元年度取組状況及び令和元年度農地中間管理事業推進活動方針に対する取組結果並びに事業実績（数値）を踏まえた客観的な評価を行う。

2 評価項目

- ①基本スタンス（P 6～8 参照）
- ②推進体制（P 8～10 参照）
- ③推進方法（P 10～12 及び P 17～19 参照）
- ④事業実績（P 12～13 及び P 20 参照）

3 評価基準

上記 2 ①～③は、令和元年度の実施状況を踏まえて評価する。

④については、令和元年度計画対比等により評価する。

・評価の目安（3段階）・・・ A（70%以上）・ B（69%～40%）・ C（40%未満）

【実施状況に対する意見】

評価項目毎に必要なと認める意見を頂く。（P 4 参照）

- ①基本スタンス
- ②推進体制
- ③推進方法
- ④事業実績（借入・貸付・管理・条件整備・貸付希望者リスト・借受希望者リスト）

【評価及び意見等取りまとめスケジュール】

(別紙「R2 評価・意見取りまとめスケジュール」参照願います。)

本日の評価委員会による報告・説明を受けて、各委員個別評価等実施を頂き、委員長等が取りまとめ、各委員へフィードバック確認・調整を経て決定する。

- 1 本日の評価委員会実施内容
 - ①令和元年度事業評価方法等について（案）の協議
 - ②機構からの実施状況等の報告・説明
 - ③機構からの報告・説明に対する質疑応答
 - ④評価・意見（本日可能な分）

- 2 各委員個別評価及び意見取りまとめ（委員会以外）
 - ①機構より必要データメール提供（委員会終了後速やかに）
 - ②評価委員会を踏まえ、個別評価・意見取りまとめ
 - ③6月16日（火）まで機構提出（メール施行）
 - ④機構による各委員評価・意見取りまとめ

- 3 委員長・副委員長報告及び取りまとめ（委員会以外）
 - ①機構による各委員評価・意見取りまとめの上委員長等へ報告
 - ②委員長等による評価・意見取りまとめ

- 4 評価委員会「評価・意見」の決定及び各委員へ報告
 - ①委員長と機構が各委員の評価・意見を調整後、正式「評価委員会評価・意見」決定（6月26日（金）目標）
 - ②機構から正式「評価委員会評価・意見」を各委員へ報告

- 5 公社実績報告等と併せ県知事提出・公表（機構実施）
 - ①令和2年 6月 末日（毎事業年度経過後3月以内）

以 上

6月				
DAY	対象者	区分	内容	備考
1	月			
2	火			
3	水	委員 県 機構	R 2 第 1 回事業評価委員会	①R1事業評価方法等について(案)の協議 ②実施状況等の報告・説明 ③報告・説明に対する質疑応答 ④評価・意見(当日可能な分)
4	木	機構 委員	データ提供 評価・意見取りまとめ	機構より必要データを委員へメール提供 評価委員会を踏まえ、個別評価・意見取りまとめ
5	金			
6	土			
7	日			
8	月			
9	火			
10	水			
11	木			
12	金			
13	土			
14	日			
15	月			
16	火	委員	評価・意見取りまとめ期限	機構へ関連資料(評価・意見)を提出(メール施行)
17	水	機構	評価・意見取りまとめ	各委員評価・意見取りまとめ
18	木	機構	評価・意見取りまとめ	各委員評価・意見取りまとめ
19	金	機構	委員長・副委員長への報告	機構による各委員評価・意見取りまとめの上、 委員長・副委員長へ報告
20	土			
21	日			
22	月	委員長 副委員長	評価・意見取りまとめ	委員長、副委員長による評価・意見取りまとめ
23	火			
24	水	機構	委員長と調整	各委員の意見を取りまとめ
25	木	機構	最終取りまとめ 各委員へ結果報告(メール施行)	正式「評価委員会評価・意見」の決定 正式「評価委員会評価・意見」を報告
26	金	機構	県との調整	公社実績報告等と併せ、県知事提出・公表
27	土			
28	日			
29	月			
30	火			

令和元年度 農地中間管理事業実施状況に関する意見について

令和2年 6月 日

評価委員名： ○ ○ ○ ○

【実施状況に対する意見】

1 基本スタンス

- ①宮城県
- ②宮城県農地中間管理機構（公社）
- ③その他

2 推進体制

- ①宮城県
- ②宮城県農地中間管理機構（公社）
- ③その他

3 推進方法

- ①宮城県
- ②宮城県農地中間管理機構（公社）
- ③その他

4 事業実績

- ①機構借入関係
- ②機構貸付関係
- ③機構管理（実績無し）関係
- ④機構条件整備（実績無し）関係
- ⑤貸付希望者リスト掲載関係
- ⑥借受希望者リスト掲載関係

平成30年度

農地中間管理事業実施状況に関する意見について

(令和元年度事業評価にあたっての前年度意見に対する令和元年度取組状況追加)

令和2年 6月 3日 (水)

公益社団法人 みやぎ農業振興公社

平成30年度 農地中間管理事業実施状況についての意見について
(前年度事業評価における意見に対する令和元年度取組状況を追記)

令和2年6月3日

宮城県農地中間管理事業評価委員会

【実施状況に対する意見】

1 基本スタンス

① 宮城県

事業開始から5年を経過したが、宮城県・機構とも、市町村やJA、農業委員会等の関係機関と積極的に連携を強化し、事業推進に向けた意識醸成に努めるとともに、連携体制を明確化しながら、効率的な体系を構築し事業を推進しており、基本スタンスは高く評価できる。

その一方で、農業政策は時代とともに変化を続け、国の農政と地方農政の方向が必ずしも一致しておらず、近年は特に、経済のグローバル化の中で難しい状況を迎えている。県は、この現状をしっかりと検証し、農村地域全体の将来像をどのように展望し、具体的にどのような施策を展開するのか、その道筋を示し続ける責務がある。

また、意欲ある担い手が地域にいない場合もしくは少子高齢化の進展を考えれば、外部に人材を求める必要があり、そうした人々に対する地域の魅力等をアピールしていく必要があるのではないかと。

【県】

- ・本県の農業・農村振興の基本計画である第2期「みやぎ食と農の県民条例基本計画」では、農業の将来像や農村の将来像などを掲げて、「農業を若者があこがれる魅力ある産業に」に変革し、持続可能な魅力ある農業・農村の構築に向けて各種施策を展開している。
- ・令和元年度は、「農業の創造的な復興の推進」、「マーケットインによる競争力と個性のある農業の持続的な発展」、「農業・農村の多面的な機能の発揮」などを重点項目としながら、農業経営の早期安定化と発展に向けた支援をはじめ、農地の利用集積・集約化や先進的大規模園芸産地の育成等の施策に取り組んだ。
- ・現行の基本計画は令和2年度までを計画期間としていることから、現在、これまでの検証を含めて見直し作業に着手しており、令和3年3月に新しい基本計画の策定を予定している。
- ・また、農村における人口減少及び高齢化に対応するため、他産業との連携による新商品又は新サービスの開発、地域資源を活用したコミュニティビジネスの振興等の施策を実施し、農村経済の活性化を図るとともに、県内外での就農相談会の実施や、企業の農業参入を促進するため「農業参入セミナー」を開催し、他産業従事経験者や非農家出身者・企業などの多様な人材の確保・育成を行った。

【実績】

就農相談会：相談件数（131件）

農業参入セミナー：令和2年2月開催（参加人数：72名）

② 宮城県農地中間管理機構（公社）

農地集積を推進に向けて、市町村や関係団体に積極的に出向いて説明や協力要請を行うなど、積極的に役割分担と課題認識の共有に務めており、連携した取組に務めており、高く評価できる。

今後は、中山間地域をはじめとする条件不利地域の営農がますます厳しさが増してくることから、各地域の農業委員会と地域の受け手農家および地権者らと協議を重ねながら、営農に供する農地の再点検（農地から山林原野への転換含む）や、複合的な農業経営の推進、企業との連携など、より戦略性の高い取組を目指すべきであると思われる。

【公社】

- ・震災後、平坦部では複数の大規模法人が設立され担い手への集積が進んでいるが、営農条件の厳しい中山間部では、受け手となる担い手経営体が少なく、地域の農地をどう守り活用していくかが課題となっている。

- ・H30年創設された農家負担を伴わない機構関連農地整備事業を活用することにより、負担金の問題がクリアされ、中山間部でも効率的な作業ができるような圃場整備が県内4地区で進められている。

H30採択：柴田町葉坂地区A = 37.3ha

七ヶ宿東部地区A = 19.7ha、西部地区A = 15.5ha

R元採択：仙台市日向地区A = 13.6ha

- ・それぞれの地区で、そばの栽培・加工・販売の6次化産業の強化や、加工業者と連携したネギの大規模栽培など、高収益作物の導入を計画している。

今後、このような農地中間管理事業と合わせた事業の展開を図り、地元関係機関及び農業者との話し合いを進め中山間部での農業・産業の活性化を図っていきたい。

- ・関係機関や事業活用者（受け手等）の意見を踏まえ、「より貸しやすく、借りやすく！」をテーマに「貸借期間の見直し（原則10年から5年以上を適用）」と受け手要件の見直し（認定農業者以外の地域農業の維持に意欲と能力を有する農業者を対象）」を令和2年度からの実施する方針を打ち出しました。

※参考資料：・葉坂、七ヶ宿西部事例紹介

・事業推進に係る主な変更点

③ その他

平坦部と中山間地域、都市近郊での営農は、今後それぞれ異なったベクトルで転換していくことが想定される。特に中山間地域では、定住人口の将来予測や生活基盤の再整備などを踏まえた営農形態を考える必要がある。

また、地域農業を支えてきた「兼業農家」の形態が徐々に変化してきており、兼業農家が「出し手」となった段階で、「離農」となるケースも多いのではないかと思われる。これは、農村の地域づくりの視点では極めて重要になってくるので、十分に留意する必要があると思われる。

【県】

- ・平成31年4月に新設された「農山漁村なりわい課」において、中山間振興、グリーンツーリズム、都市農村交流、農村の多面的機能の維持やアグリビジネス支援、生活環境整備などの事業を実施した。
- ・中山間地域を含め地域農業を支える兼業農家は、生産活動のみならず農村集落における水路等の維持管理や農村景観の保全など重要な役割を果たしている。
- ・従って、出し手となった場合においても、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図る地域の共同活動等に引き続き参画していただくことが必要と考えており、引き続き関係機関と連携しながら支援していく。

2 推進体制

① 宮城県

県推進本部を設置し、関係機関や団体の連携を図ると共に、地方組織においても圏域毎に組織を立ち上げ、取組を推進している。農林水産省の「平成30年度市町村に対するアンケート調査結果」 「1-3、10」等によると、「1年前より改善したが、まだ連絡調整が十分ではない」との改善している旨の前向きな回答であった点は評価したい。

今後は、市町村や関係団体の声を集約し、課題の整理が必要であるが、それと共に、「農地集積が、地域や暮らしに、どのような影響がでるのか」について、農村の感性に寄り添いながら、示し続けることが重要になってくると思われる。

なお、現在の状況からもう一段階ステップアップしていくためには、国任せにするのではなく、知事が強力で推進していく姿を目に見えるカタチで表現していくことも必要と思われる。

【県】

- ・各市町村において作成する「人・農地プラン」の実質化のための地域での話し合いは、これからの地域農業を誰が担っていくのかなど、地域農業のあり方や課題を整理・検討する機会であることから、このような機会が十分に確保できるように、県は市町村等の取り組みを支援するとともに、関係機関との意見交換を行い、各圏域における課題を集約した上で、令和2年度の農地中間管理事業の取組方針を定めた。
- ・令和2年度は、取組方針に従って、機構や農業会議、中央会、土地改良区などの関係機関と連携しながら、引き続き農地の集積・集約化を推進していく。

〔令和2年度農地中間管理事業の取組方針〕

- ①「人・農地プラン」との一体的推進
- ②市町村、農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び担い手組織との連携強化
- ③農地集積・集約化の推進
- ④農地整備事業との連携強化
- ⑤中山間地域における推進

② 宮城県農地中間管理機構（公社）

市町村担当者会議の開催や市町村農業委員会への訪問も大切であるが、それらは機会が限られることから、インターネット（テレビ会議など）を活用した情報共有等を検討することも必要と思われる。

また、地域コーディネーターによる市町村等への訪問強化については、連携強化や課題の共有という面では評価するが、もう少し主体的な活動に力を入れる必要があるようにも思われる。

【公社】

- ・定期的な市町村・農業等担当者会議の開催と併せて、各事務委託先とメール等の迅速な連絡手段を利用して、必要な情報が滞りなく相互に提供できるような体制を整えていきたい。また、今回のような新型コロナウイルス感染症に対応するための会議システムの導入も、全国農地保有合理化協会等に提案していきたい。
- ・地域コーディネーター（CD）については、地域に精通する役場・JA・土地改良区等のOBの配置を行い、併せて、地域の問題点を把握し的確にアドバイスできるように、CD情報連絡会議や現地研修により指導力の強化・平準化を図っていく。

《CDの現場活動事例（研修講師）》

令和元年8月5日 角田市尾袋川東地区ほ場整備事業協議会 河村 CD

令和元年10月21日 気仙沼市農地整備事業連携勉強会 只野 CD

令和元年10月25日 色麻町農業委員会研修会 佐々木 CD、佐藤 CD 他

※参考資料： 地域CD配置図

③ その他

昨年度にスタートしたばかりの県内12関係機関で構成される「農業経営相談所」の活動が着実に推進されることに期待したい。

このほかに、日本の食が世界的に高く評価されているなかで、農産物輸出もまだ「中途半端でアプロチカが弱い」と感じられる。農地集積に関する会議においても「世界視野のスキルを持った人材や情報」を積極的に提供することで、明るい展望を見出す農業者も出てくるのではないかと思われる。

【県】

- ・平成30年度に開設された「農業経営相談所」では、専門家の派遣等により、農業者が抱える様々な経営課題に対応し、伴走型支援を行うことにより、農業経営の法人化・高度化を推進し、個別経営改善の支援を行った。

【実績】相談件数：61件（延べ）、相談した経営体：29経営体、うち法人化：20経営体

- ・また、機構と共催で8月に開催した「地域農業の明日を考えるシンポジウム」や11月に県・機構・農業会議・中央会・土地連の5者共催で開催した「宮城県農地集積・集約化推進大会」における講演により、市町村等職員のほか担い手農家や農業委員等に対して、本県担い手農家の事例や他県の事例を紹介するなど、先進事例の情報提供を行った。

3 推進方法

① 宮城県

市町村等との連携により、「人・農地プラン」の見直しに精力的に取り組んでおり、この点は高く評価したい。

今後の農地中間管理事業の推進に当たっては、市町村において地域農業の将来像をどのように地域住民と共有し、協働で地域づくりをするかが重要な視点になっていることから、「農地集積と小規模農家との連携でどのような農村社会を目指すのか」を明確にしていくことが大きな鍵になるとと思われる。

【県】

- ・小規模・家族経営の農業者は、農業生産だけでなく水路・農道の管理、農村の景観の保全など、地域農業の基盤を支えており、それぞれの経験や能力を生かし、地域の活性化に貢献する重要な役割を担っている。
- ・そのため、大規模経営体のみならず、小規模農家も含めた地域の農業者が参加する「人・農地プラン」の実質化の話し合いの過程において、「その地域における農地を誰が担っていくのか」「誰に農地を集積・集約化していくのか」といった地域農業の在り方が明確化されていくことになる。
- ・令和元年度は、「人・農地プランの実質化」の作業途中の段階であり、その作業支援が中心であったが、令和2年度末には、県内市町村の各地区において実質化された「人・農地プラン」が完成することから、その実質化された「人・農地プラン」の状況を踏まえて、今後の本県の農業施策に反映させていく。

② 宮城県農地中間管理機構（公社）

今後の事業推進のためには、ほぼ一巡した「意欲のある平場以外の地域」の意識醸成と「中山間地域」の掘り起こしが課題と思う。そのためにも地域でのコミュニケーションが大切と考えるが、「担い手に対するアンケート調査結果」を見ると、「地域の話し合い」が十分でないと感じる。今回の国の関連法改正などを見ても「地域ぐるみの取り組み」が肝要かと思われるので、令和元年度の重点取り組み方針1『「人・農地プラン」との一体的推進』に期待するところ大である。

併せて、中山間地域の整備も事業推進に表裏一体の関係があるので、重点取り組み方針4『農地整備事業との連携強化』等により一層の整備もお願いしたい。

さらに、様々な広報活動を通じた「出し手」側のマインド醸成と規模拡大を目指す「受け手」が積極的に農業経営に挑戦できるような優良事例や各種支援制度の紹介なども重要であると思われる。

これに関連して、優良事例が成功していく過程と成功要因を分析するとともに、持続可能な農業を展望する際に必要となる「受け手」の経営状況や課題認識などの継続的把握についてもお願いしたい。

【公社】

- ・「人・農地プラン」との一体的推進については、機構の地域CDを宮城県農業経営相談所の「人・農地プランコーディネーター」に登録して、地域の「人・農地プラン」話し合いの場で、農地集積・集約や農地中間管理事業の活用に向けた活動を展開しました。
- ・「農地整備事業との連携強化」については、機構主催の「地域農業の明日を考えるシンポジウム」で七ヶ宿町西部地区の機構関連農地整備事業の事例発表やパネルディスカッションを行い優良事例の波及を図ると共に、県NN職員や機構職員・CDを対象に、七ヶ宿町西部地区・柴田町葉坂地区で現地研修会を開催して、機構関連農地整備事業の実施希望地区での早期実施に向けた啓発に取り組みました。
- ・また、暗渠排水等の簡易な整備ができる農地耕作条件改善事業推進の一環として、岩手県農業公社と連携して、陸前高田市で暗渠排水工法（INK工法）の現地検討会を開催しました。
- ・さらに、基盤整備済み地区に内在・隣接する未整備農地の暗渠等条件整備に向け、農地耕作条件改善事業と機構事業のハード・ソフト一体的な「機構パッケージ型支援」の実現（R4事業採択）に向け、県等と調整を行いました。
- ・「受け手」の経営状況の継続的把握については、事務委託先のJA等から情報収集に努めると共に、経営の安定に向けて県農業改良普及センター及び県農業経営相談所と連携して取り組んでいく。

- ※参考資料：
- ・ 農業経営相談所 チラシ
 - ・ 研修状況写真

③ その他

今年度から始まる公社単独事業「農地集積促進費」と「農地集約化促進費」の活用に期待したい。また、できれば「地域集積活動支援費」「農地集積促進費」「農地集約化促進費」の専門用語を、愛称でもよいので、もっとわかりやすい表現にしていきたい。

後継者の育成が喫緊の課題になっているが、農地中間管理事業が後継者確保対策として大きな役割を果たしていることを、もっと積極的にアピールしても良いのではないかと。

【県】

- ・ 農業経営相談所などに相談に来た農業者や普及センターだより等により、制度や機構事業活用のメリットを周知をした。
- ・ また、令和2年4月からの制度改正に合わせて、農地バンクのPRパンフレットを改正し、事業活用のメリットとして、後継者確保につながることや「人・農地プラン」の話合いについて記載を追記した。
- ・ 今後も引き続き、「人・農地プランの実質化」の支援等を通じて、農地中間管理事業が後継者の確保対策となる側面について理解してもらえるようにアピールしていく。

【公社】

- ・ 前回アドバイスいただいた公社単独事業【担い手集積支援事業】の助成金名称を、「地域タイプ」「集積タイプ」「集約化タイプ」と判りやすく修正し、事業展開した。
- ・ 後継者確保については、みやぎ農業振興公社は農地中間管理機構の指定と共に、新規就農相談センターとして新規就農希望者のため、就農相談・経営相談等も行っていることから、各事業担当者間で連携して総合的な支援を行い、強くアピールしていきたい。

※参考資料：担い手集積支援事業のPRパンフレット、事業実績

4 事業実績

- | | | | |
|---|---------------|------|-----|
| ① | 機構借入関係 | ———— | B |
| ② | 機構貸付関係 | ———— | B |
| ③ | 機構管理（実績無し）関係 | ———— | 対象外 |
| ④ | 構条件整備（実績無し）関係 | ———— | 対象外 |
| ⑤ | 貸付希望者リスト掲載関係 | ———— | B |
| ⑥ | 付希望者リスト掲載関係 | ———— | B |

国が設定した評価基準に従うと、いずれの項目も「B」評価とせざるを得ない。この点は、昨年度も指摘したように、農地中間管理事業を取り巻く状況が厳しさを増しているなかで、県と機構（関係機関等含む）の努力だけでは解決困難と思われる。それでもなお国は期間中に目標実現を達成しようとするならば、相応の予算的追加措置を施す必要がある（国への要望）。

【県】

- ・農地の集積と併せて農地の集約化に向けた取り組みを進めたことや、機構関連農地整備事業の積極的な活用を図ったことなどにより、平成30年度の農地中間管理機構の転貸面積は2,063ha（全国第4位）、担い手への農地集積率は前年度から1.1ポイント増の58.9%（全国第10位）となっており、ペースはやや鈍くなっているが、担い手への農地集積は、着実に進んでいるものと認識している。しかし、令和元年度の農地中間管理事業の認可実績は、1414件、1,289.4haであり、平成27年度からの4年連続で2,000haを越えていた認可実績が、2000haに届かず、その他、特定農作業受委託や農地法や基盤法なども含めた担い手への農地集積の結果である集積率についても、現在国で調査結果を元に集積中であるが、厳しい結果が予想される。
- ・農地集積・集約を一層推進するため、農地中間管理機構、農地利用最適化推進委員、農業委員会、JA及び土地改良区との連携強化を図り、農地の貸し手の掘り起こしを進めるなど、引き続き担い手への農地集積を推進していく。

宮城県農業経営相談所について

農業経営でお悩みではありませんか？



法人化したいけど
手続きがチョット…。



経営規模を拡大
したいんです。



我が家の農産物を使って
6次産業化できますか？



若い人達にこの地域の農業を
継いでもらうにはどうすれば？

このような悩み事に専門家や
当相談所構成メンバーから担当者を**無料**で派遣します。

主な支援内容

経営戦略

商品開発・
販売戦略

6次産業化

事業承継

法人化

組織運営

パッケージ・
POPデザイン

税務・会計

雇用・
労務管理

支援の流れ

営農のお悩み
まずはご相談を



支援計画を作り、支援チームによる
継続支援を行います

支援計画は、複数の関係機関・
団体等の専門家により検討・
作成され、ご提案します。



問題解決へ



私たちが、夢の実現をお手伝いします。

お問い合わせ先[総合窓口]

宮城県担い手育成総合支援協議会

TEL 022-275-9192

FAX 022-275-9195

E-mail ninaite@miyagi-agri.com

相談所構成メンバー

宮城県

県農業革新支援センター

県地方振興事務所(地域事務所)農業振興部

県農業改良普及センター

(公社)みやぎ農業振興公社

(農業中間管理機構、新規就農支援センター、青年農業者等育成センター)

(一社)宮城県農業会議

宮城県農業協同組合中央会(担い手サポートセンター)

全国農業協同組合連合会宮城県本部(TAC)支援課

宮城県農業共済組合

(株)日本政策金融公庫仙台支店農林水産事業

宮城県土地改良事業団体連合会

宮城県農業法人協会

宮城県6次産業化サポートセンター

農林中央金庫仙台支店

(公財)みやぎ産業振興機構

〈連携機関〉 宮城県よろず支援拠点(宮城県商工会連合会)

お問い合わせはお近くの、
市町村地域担い手育成支援協議会 又は 農業再生協議会等、
県農業改良普及センター、JAの担い手支援担当窓口 又は 総合窓口 まで

相談窓口

名称	電話番号
宮城県大河原農業改良普及センター	0224-53-3519
宮城県亘理農業改良普及センター	0223-34-1141
宮城県仙台農業改良普及センター	022-275-8374
宮城県大崎農業改良普及センター	0229-91-0726
宮城県美里農業改良普及センター	0229-32-3115
宮城県栗原農業改良普及センター	0228-22-9437
宮城県石巻農業改良普及センター	0225-95-7612
宮城県登米農業改良普及センター	0220-22-6127
宮城県気仙沼農業改良普及センター	0226-24-2121

暗渠排水（INK工法）の現地検討会（状況写真）

1 開催目的

県内では、農地整備事業等を契機とした担い手への農地集積とともに、高収益作物の導入を推進しているが、農地の排水改良（高収益作物導入の汎用化水田整備）が大きな課題となっている。

このため、岩手県農業公社の特許工法である暗渠排水（INK工法）について、岩手県農業公社の協力のもと、現地検討会を開催したもの。

2 開催日時

令和2年2月27日（木） 午後1時15分～2時45分

3 場所

岩手県陸前高田市「高田沖地区」

（陸前高田市の東日本大震災復興伝承館セミナールームで資料説明後、工事現場の視察）



【研修状況：セミナールーム】



【研修状況：工事現場視察】

令和元年度農地中間管理事業推進活動方針に対する取組結果

令和2年 6月 3日(水)
宮 城 県
公益社団法人 みやぎ農業振興公社

令和元年度の取組方針に対する取組結果は以下のとおりです。

①「人・農地プラン」との一体的推進(継続)

【県】

○「人・農地プラン」の見直しを推進し、地域内の話し合いの機会誘導

(取組結果)

- 市町村・農業委員会を集めた担当者会議において、先行している市町村から優良取組事例を紹介してもらい、実質化に向けた気運の醸成を行う等、各地方推進本部(7事務所)管内の地区の状況に応じた支援を行った。
- また、県地方推進本部において、市町村及び農業委員会を巡回し、人・農地プランの実質化に向けた工程表の作成助言や工程表に基づく進捗確認等を行った。

【公社】

- 人・農地プランの見直しを推進するため、県と連携し、実質化に向けた地域内の話し合いの機会誘導
- 全域を一プランとしている市町村に対し集落単位等に細分化した話し合いを誘導
- 集落単位等の話し合いには、農業委員・農地利用最適化推進委員・機構地域コーディネーター等の参加も働きかけ
- 機構手数料を活用し集落単位等の話し合い経費を支援

(取組結果)

- 公社単独事業「担い手集積支援事業」を創設。→担い手等へ助成金交付
- 8/28に地域農業の明日を考えるシンポジウムを「人・農地プランを活かした地域農業の展開」をテーマに開催
- 農業経営相談所に人・農地プランのコーディネーターとして、機構地域CDを9名登録等

②農地中間管理事業の推進に関する法律施行5年後見直しへの適切な対応(新規)

【県】

- 5年度見直しによる新たな制度の周知徹底
- 機構集積協力金を活用した機構事業のさらなる推進

(取組結果)

- 各種担当者会議や、地方推進本部の市町村巡回などの際に、市町村、農業委員会など関係機関に対して、情報提供等働きかけを実施した。

【公社】

- 5年後見直しによる新たな制度の周知徹底
- 県と連携した市町村等担当者会議や担い手組織等連携推進会議の開催による周知
- 借入・転貸手続きの一括化、配分計画縦覧及び利用状況報告の廃止、機構集積協力金の地域タイプへの重点化、実施区域の拡大(農振→市街化区域を除く全域)相続未登記農地の利用促進等

(取組結果)

- 法見直しにより、11/1より事務手続きを一部変更(配分計画縦覧及び利用状況報告の廃止)
- R2年4月からの円滑化事業との統合一体化に向けて、円滑化実施団体との打合せ実施(11/21他)、事務手続き変更(集積計画一括方式等)に向けて、担当者会議の開催(1/29)

③農地の集約化の推進（継続）

【県】

○農地の集約化に取り組む地区における集約化の推進

（取組結果）

○県地方推進本部ごとに担い手や地域の意向等を踏まえて、集約化に取り組む地区（7地区）を選定し、各地区ごとの課題（担い手不足、相続未登記農地、条件不利地等）の課題を整理しながら、重点的に推進した。

【公社】

○圏域毎に定めた集約化推進地区における取り組みの充実

○推進地区毎に担い手・市町村・農委・JA・土地改良区・県・機構が連携し、担い手経営農地の見える化（分散状況の図面化）等による話し合いの充実

○機構手数料を活用した集約化の促進

○集約化に向けた地域ぐるみの話し合い経費や集約化に結び付いた農地への促進費の交付

（取組結果）

○公社単独事業「担い手集積支援事業」を創設。（再掲）

○シンポジウムで、角田市西根地区の担い手主導の集約事例を紹介し、横展開を図った。

④農地整備事業との連携強化（継続）

【県】

○中山間地域における機構関連農地整備事業等の活用の推進

○農地整備事業実施地区における機構事業活用の推進

（取組結果）

○重点実施区域は4件、モデル地区は1件の新規設定を行った。

（参考：H30：重点実施区域＝78区域、モデル地区＝46地区）

○農地整備事業実施地区の進捗管理を目的とした会議（県地方農地整備部局主催）に農地中間管理事業担当者が出席し、農地中間管理事業の事業制度説明や各地区の集積状況の把握を随時行った。

【公社】

○中山間地域等における機構関連農地整備事業の積極的な活用と他地区への普及啓発を推進

○農地整備実施中の地区における機構事業活用の推進（モデル地区での活用の加速化）

○作業受委託契約農地の機構事業活用促進の啓発

○農地整備事業の構想段階・調査計画段階における地区情報の共有化と機構事業制度の周知

○農地整備地区の換地に伴う契約変更（地番・面積・賃料）手続きの円滑化

○手続きの正確性と迅速性を確保するため、県からの情報提供（電子データ）について調整

（取組結果）

○シンポジウムで、七ヶ宿町西部地区での機構関連農地整備事業を紹介し活用啓発

○9/9に七ヶ宿西部及び柴田町葉坂で県NN職員・機構地域CD等を対象に現地研修会を開催

○機構事業活用希望地区で早期実施に向けて啓発活動を展開中

○農地耕作条件改善事業とバンク事業のパッケージ推進の一環として、岩手県農業公社と連携して、陸前高田市で暗渠排水工法（INK工法）の現地検討会を開催（2/27）

○基盤整備済み地区に内在・隣接する未整備農地の暗渠等条件整備に向け、農地耕作条件改善事業と機構事業のハード・ソフト一体的な「機構パッケージ型支援」を推進

⑤市町村・農業委員会・担い手組織との連携強化

【県】

- 農地利用最適化推進委員と機構地域コーディネーターの活動状況等の情報共有
- 農業委員会と機構との連携活動方針に基づく市町村段階の関係機関の情報共有
- 市町村、農業委員会、担い手組織等との定期的な情報交換の実施
- 遊休農地の発生防止と新規就農・参入の促進による地域農業の安定化

【取組結果】

- 各地方推進本部ごとに農業委員会を訪問して意見交換を行うなど、農業委員や農地利用最適化推進委員と連携した活動ができるような体制整備を行った。
- 認定農業者を対象に、先進的な農事組合法人の代表を講師に迎えて、集落営農の法人化についての研修会を開催するなど、法人化支援を通じた担い手への農地集積を推進した。

【公社】

- 農地利用最適化推進委員と機構地域コーディネーターの活動状況等の情報共有
- 農地の出し手・受け手から収集した営農意向等の情報の相互共有
- 農業委員会と機構との連携活動方針に基づく市町村段階の関連機関の情報共有
- 市町村、農業委員会、担い手組織との定期的な情報交換の実施
- 担い手農業者組織等事業連携協定（H28.6.21 締結）に基づく推進会議を継続開催し、担い手農業者組織からの意見・要望等を聴き取りながら、国へ制度改善等を要望
- 市町村、農業委員会と担い手組織の連携による集約化の取組（角田市西根地区等）が他地域に波及するよう、事例を紹介しながら農地集積・集約化機運の高揚

【取組結果】

- 地域農業の明日を考えるシンポジウムを「人・農地プランを活かした地域農業の展開」をテーマに開催(8/28)(再掲)
- 宮城県農業委員大会と併せて、農地集積・集約化推進大会を開催(11/8)（5者共催：宮城県、公社、農業会議、農協中央会、土地連）
- 関係機関や事業活用者（受け手等）の意見を踏まえ、「より貸しやすく、借りやすく！」をテーマに、貸借期間の見直し（原則10年から5年以上を適用）と受け手要件の見直し（認定農業者以外の地域農業の維持に意欲と能力を有する農業者を対象）を令和2年度からの実施することで決定
- その他、地域の各種研修・勉強会等に講師等として多数対応

令和元年度 宮城県農地中間管理事業評価委員会評価 事業実績 (数値)

評価基準 : A (70%以上) B (69%~40%) C (40%未満)

1 機構借入 (利用集積)

単位: 件・ha・%

	件数	面積	1件あたり面積	参考: R2耕作対象面積
計画	8,500	4,250	0.5	4,250
実績	1,540	1,151	0.7	1,774
計画対比 (実績/計画)	18	27	149	42

(R1+R2,4月,5月公告 623ha)

2 機構貸付 (利用配分)

単位: 件・ha・%

	件数	面積	1件あたり面積	参考: R2耕作対象面積
計画	4,250	4,250	1.0	4,250
実績	1,414	1,289	0.9	1,735
計画対比 (実績/計画)	33	30	91	41

(R1+R2,4月,5月認可 446ha)

3 機構管理 (貸付先未定に伴う管理)

単位: 件・ha・%

	件数	面積	1件あたり面積
計画	-	-	-
実績	-	-	-
計画対比 (実績/計画)	-	-	-

4 機構条件整備 (貸付のための条件整備)

単位: 件・ha・%

	件数	面積	1件あたり面積
計画	-	-	-
実績	-	-	-
計画対比 (実績/計画)	-	-	-

5 農地貸付希望者申込状況

単位: 数・ha・%

	人数	面積	1人あたり面積	参考: 市町村数	参考: 区域数
計画	-	-	-	-	-
実績	1,607	1,174	0.7	28	54
計画対比 (実績/計画)	-	-	-	-	-

※面積1,174haはR1計画面積4,250haの27%

6-1 農地借受希望者募集状況

単位: 数・%

	実施市町村数	実施区域数	実施回数
計画	33	83	4
実績	19	38	4
計画対比 (実績/計画)	58	46	100

6-2 農地借受希望者応募状況

単位: 数・ha・%

	経営体数	面積	1件あたり面積	参考: 申込数
計画	-	-	-	-
実績 (累計)	4,143	39,377	9.5	4,668
計画対比 (実績/計画)	-	-	-	-

※経営体数 (4,143) / 認定農業者数 (6,447) = 64.2% 自動更新申請であり累計数となる。

※申込面積 (39,377ha) / 耕地面積 (129,655ha) = 30.3%

※申込に占める法人割合 経営体数461 (11%) 面積18,594ha (47.2%)

評価委員会の事業評価	参考 機構評価
	C
	C
	評価 対象外
	評価 対象外
	C
	B